

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供する施設・設備を増設した場合に、当該増設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は 80 億円とし、税額控除額の上限は法人税額の 20% とする。 ＜特別償却＞ 機械装置・器具備品 40%（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 50%） 建物・附属設備・構築物 20% ＜法人税額等の税額控除＞ 機械装置・器具備品 4%（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 5%（そのうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業については 6%）） 建物・附属設備・構築物 2% ・ 特例措置の内容 ○適用期限を 2 年間延長する。（令和 8 年度末まで） ○地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ○地域経済牽引事業計画の期間内（最大 5 年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。 等		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 8 条第 5 項 所得税関係：租税特別措置法第 10 条の 4、租税特別措置法施行令第 5 条の 5 の 2 法人税関係：租税特別措置法第 42 条の 11 の 2、租税特別措置法施行令第 27 条の 11 の 2		
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ ▲2,631 ） [平年度] 精査中 （ ▲2,631 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		

要望理由	(1) 政策目的 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。 本税制措置においては、これまでに 3,200 件以上の地域経済牽引事業が主務大臣による課税特例確認を受けたところであり、これらの事業により見込まれる設備投資は、今年度までに 9 兆円以上に及ぶ。 さらに、本税制措置を活用した事業者は、活用していない事業者と比較して、特に従業員数や売上高、給与総額、域内仕入額について有意な政策効果があったことが分かっている。全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、これらの点も踏まえると、本税制措置の適用期限を延長し、引き続き、地域経済牽引事業における設備投資を一層促進することが必要である。 また、人口減少の急激な進展に伴う地域経済の衰退を勘案すると、地域に根付く重要産業の成長を一層促進し、地域経済の基盤強化を図らなければならない。労働力不足や地方財政の逼迫など様々な課題を抱えるなかで、こうした重要産業を対象とした重点的な設備投資の促進が求められる。なお、地域の主体的かつ計画的な取組において、こうした重要産業の重点的な振興を図ることは、地域の成長発展の基盤強化を目的とするものであり、地域未来投資促進法の趣旨とも整合的である。 さらに、本税制措置では、最大 80 億円までの機械・装置等の設備投資を対象に税額控除等を行うことができるが、全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、一般的に投資規模が大きくなればなるほど設備投資の完了までに要する期間は長くなる。加えて、昨今の資材不足等に起因し、調達時期の遅れが課題となっていることや、深刻な産業用地不足から、農地や市街化調整区域における土地利用転換手続きを踏まえた用地の確保・設備投資を行う事業者が増えていることなどを勘案すると、従来の租特期間の 2 年間以内に設備投資を完了できないケースが多い。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）[第2期「まち・ひち・しごと創世総合戦略(2020改訂版)」]
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度末まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況		企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和2年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなり、地域経済の基盤強化が期待される。 また、人口減少が急速に進み、地域経済の衰退が予想されるなかで、地域において重要な位置付けを占める産業やまさに成長途中にある産業を対象に、大規模な設備投資を促進していくことで、地域経済への強い波及効果が期待される。さらに、この際、地方公共団体においても、当該産業の振興に関する計画を策定する等の関与が求められることから、これまで以上に地域経済への波及効果が期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、 ① 青色申告書を提出する個人または法人が、 ② 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③ 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

① 減収額実績
＜特別償却＞
平成30年度 9億円
令和元年度 15億円
令和2年度 22億円
令和3年度 24億円
令和4年度 22億円
＜税額控除＞
平成30年度 41億円
令和元年度 67億円
令和2年度 83億円
令和3年度 91億円
令和4年度 86億円

② 適用事業者数
＜特別償却＞
平成30年度 73件
令和元年度 136件
令和2年度 151件
令和3年度 143件
令和4年度 141件
＜税額控除＞
平成30年度 112件
令和元年度 162件
令和2年度 185件
令和3年度 223件
令和4年度 222件

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

○適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（R4年度） （単体法人）（単位：千円）				
措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	57,829	1,472,924	346,974	583,129
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	18,190	-	109,143	-
（連結法人）（単位：千円）				
措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	831	22,629	4,984	8,373
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	797	-	4,780	-

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		本税制措置の政策効果を検証するため、平成 30 年から令和 2 年に、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、売上高・従業員数・給与総額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。 ①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。 ②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a) 処置群における本税制措置に係る課税特例の確認を受けた前後 4 または 6 年間の差分と、(b) 対照群における同期間の差分を計算した上で、(a) と (b) の差分を政策効果とする。 この結果、各指標について有意な政策効果が生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。
前回要望時の達成目標		企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）〔第 2 期「まち・ひち・しごと創世総合戦略(2020 改訂版)〕
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 4 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況の評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
これまでの要望経緯		平成 29 年度：創設 平成 31 年度：延長・拡充（※1） 令和 3 年度：延長・拡充（※2） 令和 5 年度：延長・拡充（※3） 令和 6 年度：拡充（※4） （※1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 （※2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。 （※3）対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した。 （※4）産業競争力強化法で定める特定中堅企業を対象に、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業における機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。